

秋田南高校サッカー部OB会規約

(名称)

第1条 この会は、秋田南高校サッカー部OB会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、会長が定める場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の世代を超えた親睦を図り、母校サッカー部の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会員の交流と親睦を図る事業
- (3) 母校サッカー部に対する援助及び協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の者によって構成する。

- (1) 秋田南高校サッカー部出身者
- (2) 本会の目的に賛同し、役員会で了承された者

(会員の資格の取得)

第6条 本会への入会は、母校サッカー部を卒業と同時に入会するものとする。

(会費)

第7条 会員は、毎年度、次に掲げる会費を納入しなければならない。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 卒業年から10年間 | 金1,000円 |
| (2) 卒業年10年～20年間 | 金2,000円 |
| (3) 卒業年20年～ | 金3,000円 |

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 母校サッカー部が、全国大会等出場の際は、臨時徴収及び寄付協力を 行うものとする。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局幹事 若干名
- (5) 情報処理委員 若干名
- (6) 会計 2名
- (7) 監事 2名

(選任等)

第9条 会長、副会長、事務局長、会計及び監事は、会員の中から総会の 決議によって選任する。

2 事務局幹事及び情報処理委員は、会長が会員の中から任命し、総会の 承認を受けるものとする。

(任期)

第10条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(名誉顧問及び顧問)

第11条 本会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、役員会の推薦により、総会で選出する。

3 名誉顧問及び顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第12条 本会は、年1回、定期総会を開催する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

4 次に掲げる事項は、定期総会の議決を得なければならない。

- (1) 前年度事業報告及び前年度収支決算に関する事項
- (2) 当年度事業計画及び当年度収支予算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) その他役員会において必要と認められた事項

5 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(役員会)

第13条 役員会は、役員を以て構成し、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 役員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) その他会長が専決事項と判断した事項

4 役員会の決議は、出席者の過半数の賛成を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(名簿の閲覧)

第15条 本会の名簿は、許可なく持ち出すことはできない。運営の行事等で閲覧又は複写するときは、事務局長の許可を受けるものとする。

(公告)

第16条 本会の公告は、ホームページに掲示する方法により行う。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年9月22日から施行する。